

永正年間の今川氏と西三河の諸勢力について

松 島 周 一

一

十六世紀初頭の永正年間（一五〇四～一五二二）、断片的な史料から辿っていくと、三河は相次ぐ動乱の中に置かれていたことが推察される。その具体像については、まとまった史料が乏しいこともあり、明確に描くことが困難であるが、先行研究の中で次第に明らかにされてきたことも多い。その最も重要な

成果は、新行紀一氏による永正三年（一五〇六）からの大乱の発見と意義付けであろう。三河地域史の背景となった室町幕府政治史への鋭い展望とあわせて、新行氏の研究は現在までのスタンダードを形づくっているといつてよい。また、平野明夫氏による松平氏の実像の追及も重要である。平野氏の研究は安城松平家を中心に、松平氏全般に及ぶものであるが、当該期についても、事実関係の確認を着実に進めていて、依拠すべき論点も多い。さらに村岡幹生氏による戦国期西三河の情勢に関する詳細な検討は、現在の最新の研究成果として参照されなければ

ならない。このように、この二十有余年の研究史は、十五世紀末から十六世紀はじめの、戦国時代へと移ろう西三河の歴史像を多くの点で書き換え、深めてきた。ただ、その上でなお、史料の乏しさなどの壁によって、不明な部分の多いことも否めないであろう。小稿は、諸先学の驥尾に付し、筆者なりに当該期西三河の様相についてのイメージを形づくるために、いくつかの角度からスケッチを描いてみようとするものである。

この時期の三河について語ろうとする時、ひとつの象徴的な「史料」がある。「金言和歌集」の中の一首と、その詞書である。これは「室町時代の武人による落書的狂歌集」とされるもので、おおよそ明応二年（一四九三）以降に成立していったものという。同年の、細川政元のクーデターによる將軍足利義材（のち義尹・義植）の失脚、新將軍義隆（のち義高・義澄）の擁立といういわゆる明応の政変を背景として、「叛逆者細川政元一党を痛烈に非難し義植に殉ずる人々を賛美することによって泰平を願ひ義植の代に還ることを祈る心を示したもの」と評価され

る。すなわち義材方の視点から、各地の敵味方の区分や勢力関係などに関わる題材が詠み上げられているということである。その中に、三河について触れた一首がある。

史料 a

細川成之

さん州（讃州）いそきく、参河国をしんはつ（進発）

あれかしと諸家の人々数々願ひけるこ、ろをよみ侍る

よみ人しらす

勢かす（数）をたて、参河の国をなとせめてみよし（三好

三好之長）にもたせさるらん

【（一）内は松島注。以下同】

この一首を、明応の政変ののち、三河をめぐる諸勢力の動向がどのように推移していたかを窺うための素材として取りあげたのは、家永遵嗣氏の慧眼であろう。筆者も家永氏の研究に導かれつつ自分なりの当該期の歴史像を描いている者であるが、ただ、この一首についての家永氏の所論には、なお検討の余地もあると思う。家永氏は、細川氏の主流である政元の京兆家に対して義材がどのように対抗しようとしたのかを考える視角のひとつとして、阿波守護家との接近を挙げられた。讃岐守（讃州）であり阿波と三河の守護職を持つ細川成之の家流が阿波守護家であり、それと義材が延徳三年（一四九一）段階で接近することを指摘されたのは末柄豊氏である。その研究に依拠しつつ、明応の政変段階での京兆家と阿波守護家の対抗、換言すれば前將軍義材と阿波守護家のつながりを窺うための論拠のひとつ

つとして家永氏が注目されたのが、この「金言和歌集」の一首であった。家永氏は、義材に従う者たちが、成之に対して、守護管国である三河に配下の三好之長を出兵させてもらいたい（そして、三河にある自分たちの所領を回復してもらいたい）と期待している、とこの一首を読み解かれたのである。

一方、平野明夫氏はここから、当時三河に在国していた成之の軍事力に期待する義材方の者たちが、早く軍勢を整え（「勢数をたてて」）京都に向けて進発してほしいと願っている、と解釈される。三河などは配下の三好之長に持たせておけばよいのに、というニュアンスである。しかし、両氏のような解釈は可能であろうか。

何よりも問題なのは、「せめて三好に持たせさるらん」の部分である。両氏とも「三好に持たせたい」との意味で捉えておられると思うが、これは逆であって、「もたせさるらん」は「持たす+ざり（打ち消しの助動詞）の連体形+らん（らむ||意思・推量などの助動詞）」である。「らむ」は動詞・助動詞の終止形を承けるのが普通であるが、ラ変型活用の語であればその連体形を承けるとされる。「ざり」の場合はそれに当たることになる。従って、この部分は「せめて（攻めての意も掛けられていよう）三河を、三好（ひいては成之）には持たせないようにしたいものだ、持たせないであらう」などの意味として理解しなければならぬ。即ち、これは義材方による、成之ら阿波守護家への期待の歌ではない。反対に、阿波守護家による三河支配を否定したいとの願望をあらわしているのではなからう

か。すると、詞書とあわせた全体の解釈はこのようになる。「成之（本人かどうかはともかく、その勢力）」には早く三河から他所へ出勢してほしい。そうすれば手薄になった三河にこちら側の軍勢を送り込み、成之配下の三好之長が仕切っている三河の情勢を打開できるであろうに……」

以上のような理解から、筆者は明応の政変段階の諸勢力の配置として、細川京兆家と阿波守護家の対抗、後者と義材との呼応という構図を設定することには消極的である。確かに、延徳三年頃に義材と阿波守護家の接近があったことは事実であろう。しかし、明応の政変によって義材が失脚したのは、成之も政元の陣営に属すことを敢えて拒まなかったのではなからうか。少なくとも、『金言和歌集』の一首を根拠として義材と成之らの提携を考えることは、既述のように無理であり、むしろ反対に、政元側に属する成之や三好之長に対する義材側の反発と呪詛をこそ、そこからは読み取るべきであろう。筆者は新行紀一氏の「……成之は、当然ながら宗家政元と一体であり、分国三河も一応政元方とみてよい。」との見解¹¹⁾がやはり最も自然ではないかと考える。

そうであれば、この一首に籠められた義材側の思いが具体化した現象のひとつこそが、義材と通じた今川氏親と伊勢宗瑞による、永正三年からの三河侵攻であったのではないか。新行氏の指摘される通り、それは「局的には諸書の伝える戸田と牧野の領地争いに発したものととしても、大局的には反政元派の活動の一環として位置づけられるものであった」¹²⁾。家永氏は、奉

公衆の所領が集中する三河の支配は、奉公衆の動向を規定するとして、義材方と義澄方との「対決点」¹³⁾になっていたと評価された。筆者は、義澄・政元方に属する成之の守護管国であった三河に対しての、義材方からの攻勢という構図からではあるが、家永氏の提示された三河の位置づけ、その重要性の指摘には従うべきであろうと考える。

以下で述べていくのは、そうした幕府分裂の「対決点」という条件下で混乱を余儀なくされた、当該期の西三河の情勢について、いくつかの史料を筆者なりに整理してみようとの試みである。

二

まず、吉良氏の動向について取りあげたい。以下では特に、その主流であった西条の吉良氏について述べていくこととし、それを吉良氏と表記する。永正年間前後の吉良氏については、従来の研究史に基づきながら、筆者なりの展望を述べたことがある¹⁴⁾。当時の吉良の当主は義信であったが、彼は明応の政変によって擁立された足利義澄とは関係が悪化しており、前將軍義材（義尹）と連携する立場であった。永正三年（一五〇六）の今川勢による三河侵攻においても、彼が義尹との仲介を務めていたのであり、永正五年に義尹が將軍に復帰したのちは、その近臣としての役割を果たしている。次の「宗長手記」¹⁵⁾の一節は、そうした義信の活動とも関わるものである。この部分は、宗長

が大永二年（一五二二）に回想として記したものであり、その内容は文龜年間（一五〇一～一五〇四）のことであろうと筆者は推測した。

史料 b

……又、河西村櫛堀江下野守数年の館、浜名の海南北にめぐり、本城・外城、黒山と云、早雲庵（伊勢宗瑞）・備中守（朝比奈泰熙）相談せられ、当国諸軍勢うちよせ、兩三日に落居す、浜松庄（吉良殿御知行）奉行大河内備中守（貞綱）、堀江下野守にくみしてうせぬ、其刻、飯尾善四郎賢連、吉良より申下され、しばらく奉行とす、……

【一】内は割注部分。以下同】

これは今川氏が遠江の支配を斯波氏と争い、その勢力を駆逐していく過程での出来事であった。伊勢宗瑞（北条早雲）は今川氏親の伯父としてその活動を補佐していたし、朝比奈泰熙も今川氏の遠江経営を支えた有力者である。吉良義信の「奉行」（すなわち代官であろう）として浜松庄を管轄していた大河内貞綱がそうした今川方と争い、結局、義信は貞綱を更迭したとの記事である。この貞綱は、後述するように永正十四年（一五一七）に敗死するまで、反今川の戦いを遠江で繰り返すことになるが、そうした人物を更迭したこと自体、文龜当時の情勢からみれば、吉良義信による、同じ義材方の今川氏への協力的な姿勢を示すと評価し得ることではなからうか。貞綱に代わった飯尾賢連はその子乗連とともに、以後も浜松庄の代官を務めつ

づけたことが、やはり「宗長手記」から確認できる。まず、大永二年の記事から。

史料 c

浜松庄奉行、今は飯尾善四郎乗連、ここに一兩日逗留、……

次に大永六年の部分では、

史料 d

天竜河の西、浜松庄、飯尾善四郎宿所、……

と記される。この推移からは、飯尾氏が遠江支配を確立しつつあった今川氏と協調的な関係にあったことが推測できよう。文龜年間にそうした飯尾氏が浜松庄の代官となったことは、今川氏にとっては遠江西部の安定につながる要素であり、ひいては義澄・政元側に属する三河への来るべき侵攻がそれだけ容易になることでもある。

永正三年当時の吉良義信が、三河に侵攻した今川氏親・伊勢宗瑞に対して、従来の行き掛かりを廃して連携しようとしたことは、例えば巨海氏の例などからも窺うことができる。この巨海氏が吉良氏の被官であったことは、やはり「宗長手記」に

史料 e

……（今川）義忠入国、子細は、河匂庄（普光院領）・懸川庄、普広院（足利義教）の改替、ともに御判ありて、入部の事、其時、狩野宮内少輔と云もの、遠州守護代職、吉

良殿のうち巨海新左衛門尉、此庄を請所にして在庄、よき城をかまへ、狩野と申合、入部を違乱す、しかるに義忠自身進発、(寛正六年¹¹一四六五)八月より十一月まで狩野が城府中せめらる、同廿日、責おとされ、狩野生害す、…当国(遠江)事、応仁年中、細川讚州(成之)・参河守護代東条近江守国氏等、牟楯につきて合力の事、伊勢守(伊勢貞親)として被仰下、依其忠、国の御判なざるべきにて、宮内少輔・巨海退治…¹⁹⁾

との、大永二年に記された回想記事がある(この内容は寛正六年(一四六五)のもの)ことから確認できよう。同時にここからは、その巨海氏(新左衛門尉)が、かつては今川と厳しく敵対していたことも見てとれるのである。その巨海氏が、永正三年(閏十一月とあることで年次を確定できる)の次の史料にあらわれる。

史料 f

今度(今川)氏親御供申、参州罷越候処、種々御懇切、上意共忝令存候、然者氏親被得御本意候、至于我等式令満足候、此等之儀可申上候処、遮而御書誠辱令存候、如斯趣、猶巨海越中守方披露可被申候由、可預御披露候、恐惶頓首謹言、

閏十一月七日

巨海越中守殿

(伊勢)宗瑞(花押影)

この難解な史料に正確な解釈を施したのは家永違嗣氏であ

り、「今川氏親の三河侵攻が上首尾であったことを、〔前將軍義尹に対しては〕私(巨海越中守)の方から披露いたします」と(吉良義信に対して)申し上げてほしい」との意に読み取ることを示された。²¹⁾従うべき見解であろう。ここに見出せるのは、巨海越中守(ひいては吉良義信)が今川氏と義尹をつなぐ窓口となっている事実である。かつて今川氏親の父である義忠と争った巨海氏が、四十年余りを経て、今度は今川氏の軍事活動をサポートする側にまわっていたのである。

しかし、義材(義尹・義植)が將軍の地位に復活した永正五年以降、次第に吉良義信は今川氏との対立へとスタンスを移動していったと思われる。それを窺うための事例として、『宗長手記』の次の一節(十頁)に着目できよう。

史料 g

又八、九年して、大河内備中守、おほけなきくはだて、浜松庄に打入、引馬にして当国牢人等百姓以下を楯籠らす、則(朝比奈泰熙が)発向、今度は悉寺庵在家放火、大河内及生害処、されども吉良殿、御代官につきて懇望、先以免ぜられ、各帰陣、…

これも大永二年の記事に含まれる回想部分であるが、筆者はその内容を永正六年の末よりあと、翌七年にかけてのもの²²⁾と推定し、貞綱の活動を、永正五年の三河での今川勢の敗軍からつづく、「三河勢」の反攻と遠江への侵攻という展開の一環として捉えた。²³⁾吉良氏は有力な被官の反今川の活動を容認し、「御

代官」として庇っていたことが見てとれる。ただ、実際には浜松庄の代官は今川氏と協調的な飯尾氏が担っていたと思われ、そこには今川氏との関係について必ずしも明確にし切れないまま、迷い揺れ動く吉良氏の姿勢も反映されていよう。巨海氏について見れば、永正五年と推定される次の史料が注目される。史料 h

今度於參州十月十九日合戦、当手小勢二候処、預御合力候、令祝着候、御粉骨無比類之段、屋形様（今川氏親）江申入候、猶自朝比奈弥三郎（泰以）方可在伝聞候、恐々謹言、

十一月十一日

巨海越中守殿

（伊勢）宗瑞（花押影）

この史料は、同日付で駿河国人の伊達藏人佑（忠宗カ）に送られた書状（送）とはば同文であり、宗瑞が自軍の不利について語っているところから、永正五年の今川勢の敗軍を示す史料のひとつと考えられる。今川勢の敗北と三河からの撤退という事態に際して、大河内は数年間の沈黙を破って、再び遠江に入り、反今川の戦いをはじめた。一方、巨海越中守は当面は姿勢を変化させることなく、今川を援助する動きを見せる。吉良義信の下で有力被官の対応も分裂していたのである。これは義信自身の迷いを示す現象であるのかもしれない。

しかし、巨海はこうした姿勢を長く維持しつづけたという訳でもなかったようである。永正十四年（一五一七）、大河内貞綱による今川氏との最終的な対決と敗北について『宗長手記』

はこう記す。

史料 i

……又、此刻をえて、大河内、当国牢人等、信濃の国人を催し、武衛（斯波義達）をかたらし申、天竜川前後左右に々所々押領す、……（朝比奈時茂らが）敵の城六つ七つめぐり五十余町の内おひこめ、六月より八月まで責らる、……大河内兄弟父子・巨海・高橋其外楯籠傍輩数輩、あるは討死、あるは討捨、あるは生捕、男女落行躰、目もあてられずぞ有し、……

この巨海が、前出の巨海越中守であるのか、その一族であるのかは判然としない。ただ、たとえ一族であるとしても、かつては吉良氏の下で親今川の立場にあった巨海氏の中からさえ、大河内貞綱とともに今川勢と戦い、敗死するような者があらわれていたことは確かである。吉良氏の被官たちは、さまざまな動揺を見せながらも、大筋としては今川氏と対抗する姿勢を強めていったといえよう。

ただ、その一方で、前述のように吉良氏の浜松庄代官を務める飯尾氏が、大河内・巨海の敗北ののちも、その地位を保ちつづけたことにも注目したい。いわば飯尾氏は、吉良家という組織において、反今川路線が主流となる中、親今川路線を踏襲しつづけた部分であったのではないか。徹底した反今川の大河内貞綱、かつての反今川から親今川へ、そして再び反今川へと揺れた巨海氏、そして親今川の姿勢を崩さなかった飯尾氏。こう

した三様の被官の姿は、幕府政治においても、三河・遠江の現地においても、今川や斯波という守護クラスの有力者と否応なしに関わらねばならず、それゆえの動揺を免れなかつた永正年間前後の吉良氏の相貌を、よく示してくれるものなのかもしれない。

三

永正八年（一五一一）、今川氏親の家臣である福嶋範為から京都の相阿弥へと、次のような書状が出された。
史料 j

尚々路次不自由之処、結句武衛（斯波義達）出張ニ付候て御礼遅々候、余ニ無沙汰之様ニ可被思召候条、先被申入候、春ハ早々御礼可被申候、能々御意得肝要候、又面白小絵など、又作之太刀、又ハ刀、御床敷候、今度紛失候哉、自然候ハ、可承候、春可給候、又早雲庵（伊勢宗瑞）も、此間者当地之事候間、御うハさのミ申候、哀御隙の候ハ、与風御下候へかしと申事ニて候、何事も重而可申候、

為御礼堆侍者（承堆）被上候間、条々彼口上ニ申候、雖不始儀候、万飯尾江州（貞連）・杉方へ可預御取合候、其以後江州之儀如何御下知候哉、遠州武衛就出張、是も以上申子細候、関東事河越（上杉朝良）与早雲和談候

之間、一方隙明候、西口之儀も此上候条、早雲庵被相談候間、猶々安候、可御心安候、

一、進上之御馬ハ無通路候間、尾州智多より下候て上之方を憑、荷を付候て被上候、然間大内殿（義興）・杉方へ屋形（今川氏親）進覽之馬者、春可上進之由候て、書状にハ被申候へ共、只今ハ不被上候、可有御心得候、

一、彼使者、甲斐を信州へ廻、三河通尾州智多へ廻候て、京着候、か様之儀ハ、何へも書状にハ不被申候間、貴所能々御意得候て、江州へも杉方へも仰届候て可給候、

一、三条殿（正親町三条公兄）御方之御事、先度も如申候、於氏親不及是非候へ共、又左様にも不被申半候間、可然様ニ何へも可預御調候、是も口上ニ申候、

一、飯尾江州遠州羽鳥之事、度々承候、大概領状被申候、態夏初農參を被下候、彼方四、五日間ニ可上由候間、委者其時可申候、大方是も堆侍者ニ申候、

一、何へも進覽之物共注文可有之候、堆侍者可被得御意候、猶々委口上ニ申候間、令省略候、恐々謹言、
十一月八日（福嶋）範為（花押）

相阿 御宿所

このうち、遠江国羽鳥庄について述べている部分から、これが永正八年のものと思われる。この年四月から翌永正九年十月頃にかけて、範為は幕府奉行人であった飯尾貞連との間で何通もの書状を取り交わしていた。その間には、連歌師の宗長が仲介に入っていることもあり、またこのように將軍義尹（義植）の

同朋衆であった相阿弥真相に宛てられることもあった。⁽²⁸⁾ ただ、その一連の書状の中では、この史料も確かに羽鳥庄について言及しているものの、それ以外にも様々な事柄を取りあげていることが目立つものである。それらの内容を見ていくと、これが同朋衆宛てではあっても、実質的には將軍やその周辺の有力者に伝わるよう意図して書かれた書状であることが窺える。

はじめの部分では、飯尾貞連や「杉方」への取り成しを求めると共に、遠江で斯波義達と対立していること（これは駿河の今川氏が京都との連絡のための大動脈を遮断されているということであり、あとの条文では、その結果として貞連や大内義興に不義理をせざるを得ないとの弁明につながっていく）、しかし今川氏の背後での懸案となっていた関東の情勢が北条早雲によって好転しつつあり、遠江での事態の打開も視野に入ってきていることが強調されている。この「杉方」は当時、京都で義尹を支えていた大内義興の被官である杉氏である⁽²⁹⁾。そこで次の二ヶ条からは、義尹政権の中枢にいる大内義興と杉氏の主従に、今川氏親が好みを通じようとして、良馬を贈ろうとしていたことが分かる。ただ、尾張を支配し遠江にも勢力をもつ斯波氏との対立のために真つ直ぐ東海道を通ることが出来ず、駿河から甲斐・信濃を経由して三河を抜け、智多半島（現在は知多であるが、当時の表記は智多である。小稿では特に断らない限り、こちらの表記を用いる）に入るルートがとられているという。この智多はそうではないが、尾張に入るとそこは敵対する

斯波氏の領国である。そこで、その地を通過するには偽装が必要であり、智多半島で荷物を運ぶ駄馬のように装ってから、京都に向かうという手間がかかることになる。年明けには馬を贈る心算でいたが、それは間に合いそうもないので、その取り成しも相阿弥に頼みたい、ということである。

そのほか、当時、駿府にいた正親町三条公兄についても京都での立場がまずくならないよう取り成しを求めており、さらに尚々書では、もし貴重な品物の紛失などがあれば言ってみてほしいとも述べる。これは同年八月に京都をめぐる攻防戦があり、一度は京から逃れた義尹や義興が、船岡山の戦いで細川澄元・細川政賢らの軍勢を打ち破ったことを念頭に置いての言及であろう。もし、その混乱の中で失われた貴重品があれば、今川から代替品を贈りたいとの意味が込められていると思われる。ただし、そのための道筋は、前記のようにかなりの困難を伴って踏破しなければならぬものであった。それを敢えて行なう姿勢を、今川氏は示していることになる。この書状は、京都で当面の危機を乗り切った義尹政権に、今川氏が二重三重に懇篤な連携の意思を示した「外交」文書としての機能を帯びたものといえよう。

こうした「外交」を義尹の政権に対して行なう必要が、当時の今川氏の側には存したと思われる。次の史料は、その点で興味深い内容を持つ。おそらく義尹と対立する足利義澄の書状と見てよいものである。

史料 k

前日向顔怡入候、さてハ去年にて候ひしか、今河五郎（氏親）・伊勢新九郎入道（宗瑞）かたへ書状をつかハし候処、新九郎入道ハ追而礼を申へきよし申、五郎ハ不能返答候、西国（細川氏カ）辺申合候間、如何之由申候哉、内儀候、今川事、勝幢院（足利政知）、東山殿（足利義政）へも申入、別而近年迄も無等閑由候つるに、如此事非本意候、然共打過候事候、所詮重而自然時者、被致忠節候者、可為本望之由、申下度候、為三条（垂脱カ）相一けふ（行）候由候、可有伝語候、大夫浮世之体、難憑体候、此書状披見以後早破之、

民部卿（冷泉為広カ）殿³⁰

差出人は、今川氏親を「五郎」と呼び捨て、また堀越公方政知がかつて幕府の御所であった義政に今川氏を取りなしていた、と恩を売っている人物である。これは政知の実子であった義澄とみるのが自然である³¹。家永遵嗣氏によれば、明応の政変のち、氏親と宗瑞は細川政元と義高（義澄）の政権と提携していたが、のちに義尹方に立場を変えたのである³²。少なくとも永正三年の今川氏による三河侵攻までには、その転換がなされていたことになる。「別而近年迄も無等閑由候つるに、如此事非本意候」すなわちついこの間までは今川も自分に対して忠節を尽くすと言っていたのに、現在の疎遠な態度は何事であるか、との恨みがましい調子は、そうした事情を反映してい

るとみれば、義澄の言葉として納得がいくものである。

以上のように、筆者はまずこの書状の差出人を義澄と比定するものであるが、このような義澄の恨み節と叱責を、書状の宛名となっている「民部卿」は、氏親や宗瑞に「伝語」することが求められている。それが「為三条（垂脱カ）相一けふ（行）候由」とつなげて述べられていることに注目したい。これは駿河にいる「三条（垂脱カ）相」への手紙のついでに、との意味である。これに当てはまる人物は永正五年二月から駿河に下向していた権大納言正親町三条実望（前出の公兄の父）であろう。この人物が、今川氏と義澄の関係をめぐって重要な位置を占めていたことも、家永氏が明確に指摘されている³⁴。実望は氏親の同腹の姉妹を妻としており、また、義澄の側近であった。この人物を媒介として、今川氏と義澄政権の中樞部が連携していたのである。

その人物に書状を送る立場の「民部卿」は誰か。権大納言である実望と近しく、また今川氏とも関わりのある者でなければならぬであろう。そう考えてくると、宛名の民部卿は、永正五年四月十七日に権大納言兼民部卿で出家した冷泉為広³⁵と見てよいのではないか。為広の子である為和は永正七年十月五日以前に駿河から上洛しており、為広自身も永正十年には駿河に下向している³⁷。当時、この父子と今川氏との関係が深かったことが窺えよう。さらに永正五年八月、駿河から「藤民部□□入道」が上洛しているが、これも為広であろう。彼は出家した直

後に駿河に下っていたことになる。そうした人物であれば、駿河に逗留する実望に書状を送り、あわせて氏親や宗瑞と連絡をとることが期待されても不思議ではない。従って、宛名の「民部卿」は冷泉為広に比定される可能性が高いと考えられる。³⁹⁾

そう考えると、この書状が書かれた時期を推定する手掛かりが得られてこよう。実望の駿河下向について「公卿補任」は「二月廿六日在国」と記す。⁴⁰⁾一方、三条西実隆は実望との文の遣り取りについて「大納言（実望）、駿河国より文おこせたるに、四月一日、国へくたりつきたりし、……」と述べる。⁴¹⁾これは実望が永正五年二月末に京都を発ち、ゆっくりと旅行して四月一日に駿府に着いたということであろう。京都から彼に書状を出す話が出てくるのは、どんなに早くても三月から四月になる頃ではなからうか。ところが、冷泉為広が「民部卿殿」とよばれるのは、同年四月十七日の出家より以前であろう。ゆえに、この義澄の書状が書かれ為広の許に送られたのは、永正五年の三月から四月半ば頃にかけての一月ほどの間ということになる。実は、その時期こそ、文末の「此書状披見以後早破之」という異様な一文が書かれるのに相応しい時期なのである。

前年末から既に、前將軍義尹が京都に向かう動きを見せていたが、この年二月には義澄が「今出川（義尹）入洛必定由注進」として、諸大名に軍勢の動員を求めていた。四月九日になると、義澄や彼を支える細川澄元から離反した細川高国が京都を攻めるとの噂が流れ、澄元は館を焼いて近江国坂本へ逃れた。翌日、

高国は京都に入り、ついに十六日には義澄が京都から遁走する。⁴²⁾こうした時期であれば、新たな京都の支配者となる義尹側にこの書状が奪われて、見苦しい弱音や今川氏との不仲が相手に洩れてしまったり、また宛先である民部卿為広に危難が及んだりすることのないように、との配慮として「早破之」と述べているのはむしろ自然なことである。そんな非常の時期に認められた書状であるからこそ、頼り甲斐の無い今川氏への恨めしさが、殊更に色濃く漂う文面となったものであろう。

かなり煩瑣な考証となったが、以上の作業から、義澄と義尹の政権交代期において、今川氏の立場をめぐる人々の関係と思惑がどのようなものであったのか、構図の一端を垣間見ることができたと思う。この角度から見ると、義尹復権後の今川氏は、新政権との良好な関係を保つ一方で、かなり厄介な問題を抱え込んでいたとも推測できるのではなからうか。遅くとも永正三年までには、今川氏親と伊勢宗瑞は義尹の陣営に属して活動していたし、いざ義尹が復権すると、遠江守護を得るなどの利益も享受している。その意味では、義澄からの「伝語」も直接には効果は無かった。しかし、前將軍義澄との紐帯であった実望は氏親の姻戚で義理の兄弟であり、あたかも義尹政権から亡命するかの如く駿河に下って氏親の庇護下に入りつつづけている。氏親はこの人物を見捨てなかったが、しかしそれはこの書状のような前將軍義澄からの「伝語」すなわち働きかけの可能性を抱え込むことにもなっていたといえよう。さらに、実望の子で

ある公兄は永正四年から既に駿河に下向していた。この父子の

駿河滞在は、今川氏のスタンスが必ずしも義澄と切り離されて
いないことを、義尹やその周辺に印象づける効果を持つてしま
うのではないか。

時期的にみると、そのような將軍義尹との関係についてのア
キレス腱を抱えていた今川方が、船岡山の戦いなど、義澄の方か
らの攻勢をうけた義尹の危機とその克服という展開をうけて、
直ちに自らの「忠誠」ぶりをアピールしようと、良馬を献する
などの対応をとろうとし、そうした書状を先ず京都に送つたも
のの（「……進覽之馬者、春可上進之由候て、書状にハ被申候
へ共、……」）、それが急には難しいと分かつたため、再度送り
直したものが史料上の福嶋範為書状であった、と見なすことが
できるであろう。

そうであれば、この馬の輸送は正しく京都の義尹政権との協
調を図ろうとする今川氏の「外交」の一環であり、それだけに
重大な課題である。斯波氏との対峙という困難な情勢下で、そ
の実現のために協力を仰がねばならなかつたのが、甲斐から信
濃、三河、智多などの諸勢力であった。甲斐は武田氏、信濃は
小笠原氏との協調関係によってルートの確保が可能であろう。
では、三河・智多はどうであつたのか。

四

信濃から三河を通過して智多半島に至る道筋というと、まず
想起されるのは、現在の飯田街道沿いに、加茂郡の足助から矢
作川を渡つて豊田市の中心部を通り、碧海郡を南西に進んで衣
浦湾の方向に向かうルートであろう。勿論、設楽郡から豊川沿
いに南下して、宝飯郡や幡豆郡を抜けるルートもあり得ようが、
その地域に勢力を持つ吉良氏との関係は、当時あまり良好では
なかつたであろうことは既述の通りである。そして何よりこの
ルートでは、智多へと進むために安城市から碧南市の大浜にか
けて勢力圏を拡げている安城松平氏と接触する危険性が高くな
る。この松平氏とは、つい数年前の三河侵攻で激戦を展開し、
岩津の惣領家を倒したばかりの今川氏である。京都へ贈る良馬
を安全に運ぶためには、この相手は、斯波氏以上に剣呑な存在
ではなからうか。その点、飯田街道沿いであれば、豊田市から
刈谷市などの地域を経て、直接に智多の有力者である水野氏の
勢力圏に入ることができる。当時の水野氏は、現在の東浦町に
属する小河（緒川）と刈谷市南部の刈谷の両城を拠点に、智多
半島へと勢力を伸ばしていた。今川氏が智多半島で頼ろうとし
たのは、この水野氏ではなかつたか。

当時の水野氏と今川氏との関係がどのようなものであつたか、
直接に語ってくれる史料は見出せない。ただ、間接的には多少
の推測が可能である。永正五年（一五〇八）、京都で義尹の政

権が復活し、義尹自身も七月一日に征夷大將軍に復歸した直後のことであるが、この水野氏の一人が京都に姿を見せる。まず、七月二十二日、

史料 1

上京風呂へ入、各同道、帰ニ肥田宅ニ於水野ト云三川ノ州
住人ニ相逢テ飲酒ス、沈酔ス、……

なぜ彼が京都にいたかという点、下野守に任官するという晴れ舞台に立つためであった。八月四日には、

史料 m

尾州

水野右衛門大夫〔任下野守云々〕称札来〔携太刀〕、大隅

引導也、対面了、

と、貴族たちへ挨拶まわりをする姿が見出せる。このタイミングでの下野守任官は、新行紀一氏の指摘される通り、「水野為則は義植51 今川方で、それなりの武功を認められたのである」との推測を導くものである。永正八年の今川氏の献馬も義尹政權との協調のためであったから、水野氏の援助を期待することは自然な展開であった。

次に、水野氏の勢力圏に入るまでの三河のルートはどうであったのか。前記のように、松平氏と接触せずに信濃から進むための道筋は、足助から豊田市中心部、刈谷市北部などを抜けるものであろう。それは中条氏の勢力圏である。この中条氏もまた、この献馬のために今川氏が頼った相手ではなかったか。

中条氏など加茂郡の諸勢力を安城松平家の親忠が撃破したとされる明応二年（一四九三）十月の井田野合戦は、信頼できる同時代史料がなく、実態が掴みにくい。少なくとも西三河において松平氏と中条氏が協調的な関係にはなかったことを窺わせる出来事ではあろう。今川氏からみれば、これは三河国内において松平氏と戦う場合、協力を期待できる有望な勢力が存在するという点なのである。当時の中条氏については、むしろ義澄方52 反義尹方（すなわち今川氏と対立する側）であったとの理解もあるかもしれないが、その大本と思われる家永遵嗣氏の所論は、実のところそこまで明確に中条氏の立場を規定されていないのではないかと。家永氏の指摘は、明応の頃には義材（義尹）方として活動し、松平氏とも対立していた中条氏は、永正九年に上洛した時には「もはや三河における義尹系勢力の中心人物ではなかったと考えられる」というものである。さらに、家永氏がその根拠とされる「義尹の帰京からひどく遅れて出仕している」（永正五年から四年後）という点も、後掲の史料 p から見ると、それまで中条氏がまったく上洛しなかったのかどうかは必ずしも明確ではなく、たまたま永正九年に上洛した折のことが記録された可能性もある。また仮に、義尹の復権から四年経ってはじめて中条氏が上洛したとしても、それは後述するように在地の情勢などに規定されて生ずる現象であるとも考えられ、そこから直ちに中条氏の立場を見て取ることは難しいであろう。家永氏はその辺りも含めて慎重に論を展開

されたと思われるのであるが、それが以後にはやや一人歩きしてしまった面もあるのではないか。中条氏と今川氏の関係については、もう少し柔軟に考える余地がある。永正三年の三河侵攻にあたって今川方の進めた調略は、そうした角度からも見ていく必要があると思う。

史料 n

先度以状申述候、為其国（三河）合力、来十六日諸勢可差越候、田原（戸田憲光）申合、抽而其動肝要候、例式於無沙汰者不可然候、此方勢衆逗留之内ニ細川ニ一城取立、上野通路無相違候様ニ、調談專一候、此儀就庶幾者、各以近番、加西衆可□（被カ）相踏候、巨細諸勢相立候時可申越候、為心得先兼日申述候、恐々謹言、

八月五日

（今川）氏親判

奥平八郎左衛門入道（貞昌）殿

永正三年九月からの三河侵攻直前、額田郡の有力者である奥平氏に送られた書状であるが、内容は今川勢の動きについて多くの情報をもたらしてくれる。奥平と田原の戸田氏を味方に付けて、彼らを窓口にも、さらに三河国内の味方を増やそうとする姿勢が顕著であることが興味深い。奥平に対しては「抽而其動肝要候、例式於無沙汰者不可然候」と積極的な貢献を求めているが、より具体的には「此方勢衆逗留之内ニ細川ニ一城取立、上野通路無相違候様ニ、調談專一候」との指示がなされている。細川の城を「取立」というのであるが、当時の細川は松平氏

の一族の城である。それを「此方勢」すなわち今川勢の威圧を背景に、何とかこちらの支配下に入れると要求しているのである。なぜそれが必要であるかといえば、「上野通路」を確保するためであった。上野城は現在の豊田市上郷町の辺りにあったから、細川から矢作川を渡って西進したところである。この道筋を確保することが今川方にとっては必要であり、そのために奥平たちが手分けして身近な相手から調略を施し、矢作川西岸の勢力を味方につけて進軍できるようにせよ、というのがこのので大意である。

これを見ると、当時の今川勢にとって細川城すなわち松平一族はまだ味方ではなく、制圧の対象であったことに較べて、その先の上野は、自分たちが辿り着くべきひとつの目的地なのである。当時、ここが誰の居城であったかは未詳である。ただ、かつて文明年間の頃は戸田氏がこの地を領していたともいわれ、「田原（戸田憲光）申合」と関わって、戸田氏の旧領回復への意図もあつたのかもしれない。そのことも念頭に置いた上で、もう一点考えておきたいのは、ここまで進めば、今川勢は中条氏との連携が可能になるであろうということである。氏親にとって、「西衆」すなわち矢作川西岸の勢力を味方に加えようとする時、松平氏に対抗できる中条氏の存在は貴重であろう。むしろ、当時ようやく遠江まで伸張しつつあつた今川氏の勢力圏を離れ、遠く矢作川を越えて西進するとの意図がある以上、その地の有力者である中条氏との関係を調整せずに軍を進めるの

は、無謀というより自殺行為に近いのではないか。氏親と宗瑞にしてみれば、自らの勢力圏を離れて敵国に深入りしたとしても、逆に上野まで辿り着けば旧戸田勢力の協力を期待できるし、さらに反松平の共闘が可能な中条氏とも連携し得るから、却って有利な態勢を作ることができる、との読みがあったからこそ、史料nのような、まだ未踏の地での具体的地名に関わる指示を載せた書状を認めていたと思われる。この書状と当時の松平・中条氏らの立場や動向を重ねて見れば、今川勢の三河侵攻が、中条氏との連携を基本戦略としながら計画・実行されたと推測することは、それほど的外れではないであろう。

こうした状況を背景として考えれば、永正八年に今川氏が、京都への献馬に際して三河を通過するために中条氏を頼ることは、十分に想定が可能な現象なのである。すなわち当時の西三河には、今川氏と敵対する松平氏、今川氏と距離をとりつつ動揺する吉良氏、義尹政権と協調しようとする今川氏を援助する中条氏や水野氏などが並び立つ構図があったといえるのである。

五

今川氏を援助することではおそらく足並みを揃えていた中条氏と水野氏であるが、西三河で隣接する勢力同士としては、むしろ競合しあう関係ともなる。その点で注目したいのが次の史

料である。

史料o

御猿投山立願之次第

一、月もうての□□くはん（願）の事、御初を（穂）十二錢、

一、此ま、本之ことくに候ハ、御大刀一腰進上の事、

一、本地はかりあんと（安堵）仕候ハ、御とうみやうせん（灯明錢）一ヶ月三五十疋宛進上可申候、年記者六年、

一、重原庄悉地（知）行候ハ、毎年御神馬・御大刀にあい候そうへ（造営）の勸進三可参事、

一、当国をはな（離）れずして本意をたつ（達）し候ハ、

一七日参籠可申事、

右願書如件、

于時永正六稔八月六日

藤原行武（花押）⁽⁵⁸⁾

この願文を猿投社に捧げた藤原行武とは、どのような人物であるのか。重原庄との関係が記載されていることがひとつの手掛かりになると思われるが、それでもこれまで必ずしも明確にされていないのが実情であろう。新行紀一氏は「鎌倉・室町期に重原荘を領有した」「二階堂氏の一員とも推定できる」とさ⁽⁵⁹⁾れつつも、「断定できない」との留保をつけられている。村岡幹生氏も「二階堂一族の末裔とする説がある」と紹介しつつも、⁽⁶⁰⁾断定を避ける慎重さを保たれた。勿論この史料について最も良心的な対応は、そうした不明点に無理に踏み込まないことであ

るが、小稿では少し異なる角度から敢えて推測を重ねてみたい。その際の出発点となるのは、やはり重原庄との関係である。

この願文で行武は「重原庄悉地（知行候ハ、）」と述べる。重原庄は現在の豊田市南西部から知立市・刈谷市などにかけて広がる荘園であり、その地を「悉く知行するとは、西三河でも有数の地域勢力としての支配領域を確保することに他ならない。願文だから大風呂敷を広げただけとの見方もあろうが、それまで「此ま、本之ごとくに候ハ、」「本地はかりあん」と（安堵）仕候ハ、と、現状維持・本領回復の着実な順番で願いを積み重ねている書き方からすると、ここであまり荒唐無稽な飛躍をみせるのも奇妙である。この人物は、勿論簡単ではないにしても、うまくいけば重原庄の制圧も可能ではと思えるだけの勢力を、もともと保持していたのではなからうか。そして当時、重原庄に接して、あるいはその内部に勢力を持つ、藤原姓の有力者があつたことは贅言するまでもないのである。

重原庄の北東に所領が広がる中条氏は、たとえば長享元年（一四八七）に將軍義尚が六角高頼征討のため近江に向かった時の記録である「長享元年九月十二日常徳院（義尚）殿様江州御動座當時在陣衆着到⁶¹」の中に「中条大夫判官（藤原）」と記載されていることから、確かに藤原姓を名乗っていたと思われる。そもそも「尊卑分脈」が中条氏を藤原氏の子孫として載せていることは周知の通りである。次に重原庄南部の刈谷に進出していた水野氏が藤原姓を称していたことも、『梅花無片蔵』

などを引きながら、新行氏が指摘されている。両氏ともに、当時の一族名を伝える正確な系図などはなく、確認はできないが、この藤原行武はいずれかの一族であつたと考えられるのではなからうか。

ただし、以上のように考えた上で、この場合にはやはり水野氏を外すべきであると思われる。願文は前記のように現状維持から本領回復へと願いをより大きくしていく。逆にいえば、この頃の藤原行武の一族はかつての所領を失うなどの逆境にあつたことが窺える。しかし、当時の水野氏の状況をそのように捉えることは困難であろう。十五世紀末までには智多郡小河から碧海郡の刈谷へと、衣浦湾周辺に勢力を拡大し、また前年の永正五年には水野為則が上洛して下野守に任ぜられるなど、むしろ興隆期を迎えていたと理解すべきではないか。さらに、為則の上洛は「当国をはな（離）れすして」との願いからも乖離してしまう。

一方、中条氏の場合には、以上の要件がきれいに当てはまる。たしかに当時の中条氏は「奉公者分限者、莫過中条、其次者宮・陶山・小早河等是也⁶²」といわれる存在であつたが、三河の現地では既に十五世紀後半に入ると、中条常周⁶³が領内の猿投社に対して、以前に中条氏から寄進した所領について、配下の三宅周防守に任せているが、そののちどうなっているのか、と尋ねるような状態に陥っていた。現地を掌握することが出来なくなつていたのである。明応二年（一四九三）には、猿投社

の拝殿造営に関して、「大施主三宅筑前守家次」と記されるようになる。かつては中条氏が果たしていた猿投社への保護も、もはや配下の武士によって担われるのが現実であった。同年には、中条氏が三宅たちとともに安城の松平親忠と井田野に戦い、敗北したという。すなわち十六世紀に入る頃までには、三河の現地で中条氏の勢力は減退に向かっていたのである。なお、そうした中条氏であれば、なぜこの時にその状況を打開しようとする積極的な姿勢をみせ、さらには足元の弱さをも顧みずに隣接する重原庄への進出までも意図していたのか、却って奇妙である、一見すると思われるかもしれない。これは、後述するように、そうした意図を生ぜしむる条件が、当時の西三河に突如としてあらわれていたためと考えれば説明がつくのではないか。

さらに重要なのは「当国をはな(離)れずして本意をたつ(達)し候ハ、」の部分である。中条氏の場合、三河での類勢を立て直すという目的(本意)を達成するためにも、三河の現地を離れることは困難になってくる。換言すれば、奉公衆として在京することが難しいということである。次の史料はそうした中条氏の意図が具体化したことを示しているといえよう。

史料 p

右五ヶ番之着到事、永正九壬申冬比、一番之中条徒三河有上洛、為外様衆可有出仕旨被申上候間、一番衆言上之趣者、往古者雖為外様衆、慈照院殿(足利義政)様代、中条依有

自訴子細、一番衆被入出頭、無其隠者也、所詮先々惣番着到可備 上覧之由申上、伊勢守貞陸注置着到を、檣葉近江入道借出備 上覧候処、則被聞召分、為一番衆可致出頭趣被仰出訖、然間其剋、此着到各写置、所持之候者也、

これは正しく、三河から離れないままで、現地での類勢を立て直しという「本意」を達成したいという願文の文面と一致する内容であろう。以上のように、史料の願文は、中条氏の一族である行武によって、猿投社に捧げられたものと考えることが、文面と当時の状況とを最も整合的につなげることになるのではないか。

ここで小稿で述べ来たったことを振り返ると、永正三年からの今川氏の三河侵攻は(東三河では今橋の牧野氏を攻めたことはいうまでもないが)西三河では松平氏と対決姿勢を見せる一方、矢作川を越えた西岸地域では中条氏などの勢力と連携する可能性を模索していたと思われる。こうした状況は、明応二年には松平氏によって一敗地に塗れ、地域の覇権を失いつつあった中条氏(やその下に集う加茂郡の領主たち)にとって、起死回生の好機ともなったのではないか。さらに今川氏の侵攻によって三河の既成秩序が打撃を受けた(たとえば中条氏の勢力圏に隣接する松平氏の岩津惣領家の衰亡など。これは中条氏にとっては、対抗勢力からの圧力の減退を意味するであろう)ことも、従来の枠を越えて中条氏が活動の可能性を広げる条件を、一時的にせよ生み出していたと思われる。永正六年という段階

で、中条氏が唐突に重原庄の支配という願望を打ち出したのも、そう考えれば説明がつく。また、その条件を活かすためには中条一族は現地での活動に集中することが必要になる。史料pのような志向を永正九年になって示したことも、一般的な在国への思いという以上に、当時の西三河の特殊具体的な様相からあらわれてきた現象ではなかったろうか。時期的な連関から考えても、史料o・pともに、やはり今川氏による三河侵攻から生じた波動の一端と捉えることが妥当であると、筆者には理解される。

なお、前記のように、史料pの文面からは中条氏が義尹の復権ののち、永正九年までずっと上洛しなかったのか、三河と京都を行き来する中で永正九年の上洛時に覚悟を決めて在国を願ったことがこう記されたのか、断定はしにくいと思う。ただ、仮に永正九年まで四年間、京都の義尹のもとにやって来なかったのでも、それは以上のような中条氏を取り巻く西三河の現実によって規定されていたことであり、直ちに義尹と中条氏との疎隔を示すとはいえないのである。

六

史料oの検討が長くなったが、これを取りあげたのは、中条氏がこのような願文を捧げ、また実際にそうした活動を重原庄で展開しようとするれば、それは水野氏との摩擦を引き起こした

であろうことを述べたいからである。既に文明年間の頃、重原庄南部の刈谷を一族の拠点としていた水野氏にとつて、史料oのような中条氏の動きは明らかに脅威となる。その点で興味深いのは、このあと暫く、ちょうど重原庄近辺で生じたと思われる戦闘が、史料に散見することである。

史料q

祇庵主(宗祇) 古人もしほ(藻塩) 草かきあつめたる連歌
老葉といふあり、三河国水野藤九郎近守、この心々を磯の
あらく(粗々)しるし侍とて、五とせ(年)六とせの
さき(前)より料紙を送りもて来ぬ、人の心をやふらしと
と、(留)めつれと、心詞あるはたく(巧)ミにし、ある
ハ艶にして、さらにをし(教)へはか(計)るへき事にあ
ら(非)されはうちおきつつ、この夏まか(罷)りのほり
待るほとに、かの国(三河)、信濃・尾張の国より打入て、
八橋のわた(辺)り、あしかる(足軽)いふ物みた(猥)
りかハしくて、里のかよ(通)ひもやすからぬに、近守自
身送りむか(迎)へ難謝にや、この壘(懇)望さ(避)り
所なくて、又硯にむか(向)へと、句ことに心の底いひし
らす、た、しりあひのおほ(覚)ゆるはかりを、所々かた
はし(片端)か(書)きくは(加)ふるになむ、よそのき
ら(綺羅)ハさもあらハあれ、古人のこ、ろおそろしく、
これは永正十七年(一五二〇)、宗長が刈谷城主水野近守の
ために宗祇の連歌集「老葉」に注釈を付した「老葉集」を記し

た時の、巻首の部分である。この年の夏、八橋周辺が戦場になり、上洛の途中で立ち往生した宗長は、近守が乗り出してくれたおかげで窮地を脱したという。この史料で難解なのは「信濃・尾張の国より打入て」の部分である。隣国尾張はともかく、なぜここに信濃の兵があらわれるのか。しかし、この戦闘の一方の当事者が中条氏であったとすれば、足助から現在の飯田街道沿いに進む、ちようど史料jで今川氏が京都への献馬を送ったような道筋を媒介として、信濃の勢力と連絡を持ち、時にはその援軍を求めた可能性も想定できるであろう。すなわちこの史料を、信濃などからの兵も加えて重原庄への侵攻のために南下する中条勢が、ちようど八橋の辺りで對抗勢力と衝突していたことを示すものと理解すれば、「信濃」の意味も通り、また史料o・pなども整合的につなげることができる。その際、中条勢を迎え撃ったのは、「尾張」すなわち小河からの援兵を出した水野氏ではなかったか。近守がわざわざ戦場の中で宗長の救援に向かうことが出来たのも、彼がまったくの第三者として他人の戦いに割り込んだのではなく、一方の兵力を率いる当事者であったから可能であったと見るべきであろう。

次の史料も同じことがいえると思う。

史料r
此国(三河)、折ふし俄に矛楯する事有て、矢作・八橋を

はえ渡らす、舟にて回国水野和泉守(近守)館、荻屋一宿、

尾張知多郡常滑、水野紀三郎宿所、一日、野間と云所、義

朝の暮あり、爰より伊勢大湊へわたり、山田につき侍り、
……⁽²⁾

こちらは「宗長手記」の一節で、大永二年(一五二二)の記事である。宗長は再び三河での戦乱に遭遇した。彼は宝飯郡の本野が原から西へ進もうとしたのであるが、それが出来ずに三河湾を舟で刈谷に入ったという。理由は「矢作・八橋」の辺りの戦闘のため、陸路を取れなかったからである。矢作が出てきているから、この時には松平氏の介入もあつたのかもしれないが、八橋というのは、二年前のことから考えても、中条氏と水野氏が絡んだ衝突ではなかったか。こうした衝突の結果がどのようなになったのかは、史料がなく知ることができない。ただ、これ以降に中条氏の勢力がこの周辺に展開することはなかったし、むしろ水野氏が尾張の織田と三河の松平の間で、より存在感を増していったと見るのが普通であろう。その意味では、今川氏の三河侵攻からの波動としてあらわれた、一連の中条氏の活動は、正しく一時的な昂揚による足掻きにとどまったのであり、結局得るところのない、十六世紀はじめの西三河で展開した「徒花」であつたといおうか。以後、中条氏は西三河を代表する勢力としての存在感を再び示すことはなかった。

七

雑駁な試論の提示に終止したが、いずれも西三河の動向を捉

える上で目を向けておきたい諸勢力の動きであろう。こうして展望してくると、今川氏の存在がこの地域に与えた影響がどれだけ大きかったかを、改めて確認できるのではないか。その大きな存在が影を落としてくることになる永正年間という十六世紀はじめの時期が、特に西三河において重要な意味を持つ段階であったことも確かなのである。

幕府政治と連動した今川氏の三河侵攻や「外交」の動きは、西三河の諸勢力の動向に強く波動を及ぼしていたと思われる。一方で、それらの諸勢力は現地での利害によって新たな動きも見せていく。それらの要素が絡みあつて、西三河の政治・軍事の構図が作られていく複雑な展開を、整合的に辿っていくことが、当該期の理解のためには必要となるであろう。小稿はそうした試みのために、やや踏み込んだ推測も含めて論点を整理していくとしたものである。むしろ今後への課題ばかりが残った内容であるが、取り敢えずの中間報告として提示したいと思う。折しも安藤重和先生には愛知教育大学を御退職されることとなつた。筆者が本学に採用されるにあたっては、先生に多くの御高配を賜つた。本学に奉職することなくしては、筆者が愛知県域に関わる研究に踏み込むことも叶わなかつたであろう。それゆえ、先生への感謝の思いを示すためにも、今回は三河史に関わる論考を献呈することとしたのであるが、それがこうした中間報告に止まつたことを安藤先生ならびに読者諸賢にお詫び申し上げます。

【注】

- (1) 新行氏「岡崎と安城の松平家」(『新編岡崎市史 二世』(一九八九年、岡崎市)第三章第一節)。
- (2) 平野氏「三河松平一族」(二〇〇二年、新人物往來社)の特に松平親忠と長忠についての記述部分。一二三―一九九頁。
- (3) 村岡氏「安城松平二代道閔の時代」(『新編安城市史 一通史編 原始・古代・中世』(二〇〇七年、安城市)第一〇章第一節)。
- (4) 「金言和歌集」は『狂歌大観 第一卷 本編』(一九八三年、明治書院)所収のものに拠つた。他に、『続群書類 従 第二十三輯下』にも収載されている。
- (5) 「群書解題 第二十二」所収「金言和歌集」解説(井浦芳氏執筆)。
- (6) 家永氏「室町幕府將軍権力の研究」(一九九五年、東京大学日本史研究室)三七五、四〇二頁。
- (7) 末柄氏「細川氏の同族連合体の解体と畿内領国化」(石井進氏編「中世の法と政治」(一九九二年、吉川弘文館)所収)。
- (8) 注六に同じ。
- (9) 平野氏注「前掲書一四〇頁。
- (10) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎氏編『岩波古語辞典』(一

九七四年、岩波書店）一四三八頁。

(11) 新行氏注「前掲論文五五八頁。

(12) 同前。

(13) 家永氏注六前掲書四〇二頁。

(14) 拙稿「永正前後の吉良氏について」(『尾張・三河武士における歴史再構築過程の研究(平成十六年度～平成十八年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書』)

(二〇〇七年、研究代表者青山幹哉)所収。

(15) 小稿では岩波文庫版『宗長手記』(島津忠夫氏校注)を用いる。以下、その頁数を記す。八頁。

(16) 注十四前掲拙稿。

(17) 『宗長手記』十四頁。

(18) 同八十一頁。

(19) 同十二頁。

(20) 『静岡県史 資料編七 中世三』(一九九四年、静岡県)所収史料四二二二号(以下、静三二四二二のように略記)、

『愛知県史 資料編一〇 中世三』(二〇〇九年、愛知県)所収史料七〇一号(以下、愛三二七〇一のように略記)。

(21) 家永氏注六前掲書四〇四頁以降。

(22) あまり使われていない史料であるが、『三州堀切靈松山常光寺年代記』(東京大学史料編纂所蔵本「ガリ版刷」にて閲覧。原本は戦災で焼失という)では永正七年の出来事として「駿河勢、従大菩薩引間之城、懸、大河内城強間、退足二普濟

寺^二火^一掛、一時^二本末共炎上^一」と記す。この戦いが永正七年にあったことを明記するとともに、大河内側の抵抗も厳しく、今川勢も攻めあぐねていたらしいことを窺わせる。今川の将である朝比奈方の証言に拠っているであろう『宗長手記』とは異なる角度から戦いの様相を示してくれるものである。常光寺は現在の渥美町内にある寺院であり、浜松や引馬の情勢についても、情報を得る便宜はあったと思われる。

(23) 注十四前掲拙稿。

(24) 愛三二七二三。

(25) 静三二四一七(但し、この史料を永正三年のものとは推定している)、愛三二七二三。

(26) 『宗長手記』十一頁以降。

(27) 静三二五四六、愛三二七六五。

(28) 静三二五三四・五四六・五四七・五四九～五五一・五七〇～五七三。

(29) 永正五年五月、大内義興が義尹とともに上洛してくる時、おそらくその軍勢の構成員として「□護代杉ノ次郎左衛門」や「□護代スキノカモン」などの名前が見える(飯倉晴武氏「梵恕記」について)。「高橋隆三先生喜寿祈念論集古記録の研究」、一九七〇、統群書類従(完成会)に紹介された「梵恕記」同年五月の記事より)。また、永正六年六月十七日には、近江国如意嶽で、義澄方の三好之長の軍勢を「京兆(細川高国)被官、其外大内衆杉・陶等、畠山被

官遊佐衆悉二三万人」が撃破している（『拾芥記』〔改定史籍集覽 第廿四冊〕所収のものを使用）同日条より）。

(30) 静三一四七八。

(31) 『静岡県史』の按文は「永正四、五年頃の足利義尹書状である可能性が高い」とされるが、筆者としては残念ながら従い難い。

(32) 家永氏注六前掲書三八二～四〇七頁にかけての記述。

(33) 『公卿補任』永正五年の実望の項に「二月廿六日在国」とある。

(34) 注三十二に同じ。

(35) 『公卿補任』永正五年の為広の項に「四月十七日落髮」とある。

(36) 静三一五二五。

(37) 『為広駿州下向日記』（『為広下向日記（冷泉家時雨亭叢書）』〔二〇〇一年、朝日新聞社〕所収）。

(38) 静三一四八〇。

(39) 静三一四七八もこの「民部卿」を「冷泉為広カ」と比定される。従うべきであろう。

(40) 注三十三に同じ。

(41) 静三一四七一。

(42) 『多聞院日記』永正四年十二月廿七日条に「筑紫公方様御上洛、安芸国カマリト云所迄御着云々、自周防山口四十里在之云々」とある。

(43) 永正五年二月廿日・廿三日分の「御内書案」（『続群書類従 第二十三輯下』所収）より。

(44) これらの経緯は「拾芥記」による。

(45) 静三一四七六。

(46) 新行氏注一前掲論文五五七頁。

(47) 新行紀一氏「水野氏の刈谷進出」（『刈谷市史 二 本文（近世）』〔一九九四年、刈谷市〕第一章第一節）。

(48) 新行氏注四十七前掲論文は小河水野氏二代為則に比定される。

(49) 飯倉晴武氏注二十九前掲論文より。

(50) 愛三一七一八。

(51) 新行氏注四十七前掲論文。

(52) そのため、たとえば『新編安城市史 五 資料編 古代・中世』（二〇〇四年、安城市）では、この項目の関係史料として「寛永諸家系図伝」の松平長勝の譜を引かれている。

(53) たとえば注三前掲『新編安城市史 一 通史編』の四五五・五〇八頁など。

(54) 家永氏注六前掲書四〇三頁。

(55) 静三一四〇六、愛三一六八八。

(56) 文龜元年（一五〇二）八月十六日付の松平一門連判状（愛三一六一四）には「細川次郎親世」の名が見える。平野明夫氏はこれを大給乗元に比定される（平野氏注二前掲書一

五九一―一六〇頁。

(57) 『豊田市史 一 自然・原始・古代・中世』(一九七六年、豊田市) 五四九頁以降(新行紀一・太田正弘氏執筆部分)。

(58) 愛三―七三五。

(59) 新行氏注四十七前掲論文。

(60) 村岡氏注三前掲論文。

(61) 『群書類従 第二十九輯』所収。

(62) 新訂増補国史大系本『尊卑分脈 第一篇』三七三頁。

(63) 新行氏注四十七前掲論文。

(64) 現存の水野系図の問題点については新行氏注四十七前掲論文が指摘されている。

(65) 『藤涼軒日録』長享二年(一四八八)六月八日条。

(66) この人物の発給文書としては、長祿三年(一四五九)の寄進状(愛二―二〇五〇)と文明元年(一四六九)の書下(愛二―二二九六)が知られている。おおよそ十五世紀半ば過ぎから後半にかけての人物といえよう。

(67) 愛二―二二九七。但し、この文書は年次が未詳である。

(68) 愛三―二一八八。

(69) 愛三―七九一。

(70) 史料pとの関係で、史料oを中条氏の一族による願文とすべきことは、今村伸昭氏「中条氏の支配体制と衰退」(愛知教育大学二〇〇五年度卒業論文)が指摘されている。

(71) 愛三―九二八。

(72) 『宗長手記』十五頁。

